

## 貿易一般保険包括保険（船舶）追加特約書

平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00021

沿革 平成 31 年 2 月 28 日 一部改正

と株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月日付で締結した貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。

### 記

#### （対象契約から除外する契約）

**第 1 条** 別紙 1 から のⅠ. に規定する一の契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。

#### （対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加）

**第 2 条** 輸出者等ごとに別紙 1 から のⅡ. に規定する仲介貿易契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約に含むものとする。

#### （追加特約の内容の変更）

**第 3 条** 別紙の内容は、特約書の締結時に輸出者等が設定するものとし、特約書第 1 条に規定する期間中は変更しないものとする。ただし、当該期間中における制度上の変更、組織変更又はこれに準ずる場合を除く。

上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その 1 通を所持する。

年 月 日

輸出組合名

印

株式会社日本貿易保険代表取締役社長名

印

附 則

この特約書は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

特約書第1条に規定する輸出者等が である場合。

I. 追加特約書第1条(対象契約から除外する契約)関係  
次に掲げる一の契約を付保対象外とする。

- 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする一の契約
- 2 一の契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第1号及び第2号に該当するもの又は第1号及び第3号に該当するもの(保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。)
  - 一 一の契約の相手方(一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人(ただし、便宜置籍国等に船舶を輸出する契約の場合にあっては、代金の支払人又は代金支払の実質的保証人。)が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。)が特約書第4条第2項各号のいずれかに該当する一の契約。
  - 二 仕向国が国カテゴリー (日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。)に該当し、かつ、支払国(保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。)が国カテゴリー に該当する一の契約
  - 三 仕向国が国カテゴリー に該当し、かつ、支払国が国カテゴリー に該当する部分(以下「対象部分」という。)を含む一の契約(前号に該当するものを除く。)であって次に掲げるもの
    - イ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が契約金額の二分の一以下かつ 円(特約書附帯別表第2附表1に掲げる貨物については 円)以上の一の契約(当該一の契約のうち対象部分に係る部分に限る。)
    - ロ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が契約金額の二分の一以下かつ 円(特約書附帯別表第2附表1に掲げる貨物については 円)未満の一の契約

II. 追加特約書第2条(対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加)関係

- 1 一の契約が仲介貿易契約のみに該当し、当該契約に基づき、下表に記載する本邦法人(本項において「親会社」という。)の本邦外の海外子会社(本項において「子会社」という。)から別の海外の国・地域に向けて貨物が出荷される場合(本紙I. に該当するものを除く)であって、一の契約の契約金額が特約書附帯別表第2に定める金額以上のもの。本項において対象となる親会社及び子会社は会社法(平成17年7月26日法律第86号)に規定する親会社及び子会社とする。

国・地域	本邦法人の海外子会社

- 2 日本貿易保険は、対象契約が仲介貿易契約のみに該当する場合であって、当該対象契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するとき(対象契約の相手方の変更により該当することとなった場合を含み、それ以外の保険の申込みの後に該当することとなったときを除く。)は特約書第4条の規定にかかわらず約款第4条12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。
  - 一 買契約(被保険者が、保険証券記載の仲介貿易契約に基づいて販売又は賃貸するた

めに、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をいう。以下同じ。)の相手方の本店又は支店(買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。)

- 二 買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの
  - イ 買契約の相手方の親会社又は子会社(本項の「親会社」とは、他の法人の総株主、総社員又はその他の構成員の議決権(以下「議決権」という。)の過半数を保有する法人をいう。本項の「子会社」とは、親会社に議決権の過半数を保有される法人をいう。他の法人の議決権の過半数を親会社及び子会社又は子会社が保有するときは、当該議決権の過半数を保有される法人は親会社の子会社とみなす。以下同じ。)
  - ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社(「直接親会社」とは、親会社のうち、イにより親会社とみなされる以外の親会社をいう。「直接子会社」とは、子会社のうち、イにより子会社とみなされる以外の子会社をいう。以下同じ。)
  - ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人(イ又はロに該当する法人を除く。)
- 二 イ、ロ及びハに該当する法人の支店
- 三 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの